

川口市 工事施行承認申請承認基準

1 車両出入口設置箇所数について

歩道がある場合の車両出入口設置箇所は、同一敷地について同一路線で1箇所とすること。ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって相互の間隔を8 m以上とするときは、2箇所とすることができる。また、不要な既設出入口は、一般型の縁石に復旧し、閉口するものとする。

2 車両出入口の設置箇所について

車両出入口の設置箇所は、原則として次に掲げる場所以外であって道路交通上、最も支障が少ないと認められる場所とすること。自家用車等、車両の出入回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、適用しないことができるものとする。ただし、隅切り部および横断歩道内に設置することは認められない。

- ア) 道路の交差部、接続部または屈曲部から5 m以内の部分
- イ) 横断歩道(停止線)から5 m以内の部分
- ウ) バス停留所から10 m以内の部分、および、バス停車帯の部分
- エ) 消防用施設の設置場所から5 m以内の部分
- オ) 火災報知器の設置場所から1 m以内の部分
- カ) 地下道の出入口、および、横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分
- キ) 道路照明灯等の道路付属物および占用物(信号機含む)の移設を必要とする箇所。ただし、道路管理者および占用者が移設を認め、申請者が移設する場合は除く。
- ク) 橋りょう区間
- ケ) トンネルやアンダーパス等の前後各50 m以内の箇所
- コ) その他、見通しが悪い区間(急カーブ、急坂)等

3 歩道切下げの幅について

- 1 歩道開口部は必要最小限とし、最大で4.2mまでとする。ただし、並列駐車
で2台の車両駐車をするとき、および、駐車場等の出入りで相互通行が発生す
る場合は、土地利用計画図等の根拠資料を添付し、最大で6.0mまでとする
ことができる。
- 2 大型車両等の出入りが生じ、4.2m以上の出入りが必要な場合は、車両軌跡
図や土地利用計画図等の根拠資料を添付し、必要最小限の幅で認めることが
できる。

4 歩道切下げの形状および、その他構造等について

- 1 マウントアップ歩道における切下げの横断勾配は、1%で幅1m以上確保し、
縦断勾配は5%以下ですりつけること。ただし、歩道幅員や、沿道状況により
上記勾配の確保が困難な場合は、別途協議し決定するものとする。
- 2 植樹帯がある場合は、歩道の平坦性を確保したうえで、植樹帯幅員内ですりつ
けをすることを原則とする。
- 3 切下げ箇所が連続する場合は、歩行者の利便性を考慮し、隣接する歩道舗装面
の高さを切下げ部に合わせること。
- 4 車両乗入れにより、歩道内の埋設管に影響が生じる場合は、防護措置を施すこ
と。
- 5 私道の出入部や駐車場、工場などの多数の車両や大型車両が出入りする部分
の道路構造物は、車両乗入れに耐えられるよう重耐用構造に変更すること。(歩
車道境界ブロックのエプロン部含む)
- 6 既存道路構造物が従前の土地利用により汚損等が生じている場合は、復旧す
ること。(L型側溝やU字側溝等の背薄部含む)
- 7 車両乗入れとなるU字側溝蓋は厚さ100mmとする。
- 8 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- 9 乗入れ部以外の場所から自動車が入り出るおそれのある場合は、駒止めを
設置する等の措置をすること。